

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年12月1日)

[件 名]

- 1 令和3年度版鳥取県環境白書の公表について
(環境立県推進課)・・・2
- 2 とっとり環境イニシアティブ県民会議の開催結果について
(環境立県推進課・脱炭素社会推進課)・・・5
- 3 星空案内人(準案内人)の認定について
(環境立県推進課)・・・6
- 4 大山周辺施設の供用開始等について
(緑豊かな自然課)・・・7
- 5 鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約
(案)について
(緑豊かな自然課)・・・9
- 6 日本ジオパーク委員会によるユネスコ世界ジオパーク再認定審査の事前確認
結果等について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・12
- 7 「山陰海岸ジオパークサイエンスカフェ(公開講座)運營業務」(県委託業務)か
らの個人情報の流出について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・13
- 8 基本的対処方針改正等に伴う「飲食店・イベント開催」の対応について
(くらしの安心推進課)・・・14
- 9 鳥取県持続可能な住生活環境基本計画(案)に係るパブリックコメントの実施に
ついて
(住まいまちづくり課)・・・15
- 10 鳥取県福祉のまちづくり条例の改正に係るパブリックコメントの実施について
(住まいまちづくり課)・・・17
- 11 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例に係るパブリックコメントの
実施結果について
(住まいまちづくり課)・・・19
- 12 上・下水道広域化・共同化検討会の開催概要について
(水環境保全課)・・・21
- 13 鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会の開催概要について
(水環境保全課)・・・22
- 14 第12回中海会議の開催結果について
(水環境保全課)・・・23
- 15 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(衛生環境研究所)・・・27

生活環境部

令和3年度版鳥取県環境白書の公表について

令和3年12月1日

環境立県推進課

鳥取県環境白書は、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第8条の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を県民に明らかにするものである。

この度、令和2年度の取組の成果、令和3年度の取組内容を記した令和3年度版鳥取県環境白書を公表したので、その内容について報告する。

1 令和2年度の主な目標達成状況・成果(抜粋)

項目	概要
I 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物の減量・リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出量は減少、リサイクル率は低下したが全国的には上位にある。 【一人一日あたり排出量】 1,050g/人 (H29年度) ⇒ 1,031g/人(R1年度) 【一般廃棄物のリサイクル率】 31.2% (H29年度) ⇒ 29.2% (R1年度) ○ ごみゼロ社会の実現への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブ事業や幼児向け啓発活動、食べきり運動の推進等を継続し、新たに食品ロス発生実態調査を実施し、食べきり協力店への登録数も増加した。 【食べきり協力店の登録数】 78件 (H30年度) ⇒ 90件 (R2年度) ○ プラごみゼロへの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・プラごみゼロ推進キャラバン隊等による啓発活動を継続し、新たにマイボトル運動や河川プラごみ調査等を実施し、プラごみ削減の取組企業も増加した。 【プラごみ削減取組企業の登録数】 12件 (R1年12月) ⇒ 31件(R2年度)
II 低炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者や家庭等が行う再生可能エネルギーの導入促進に取り組んできた結果、令和2年度の本県の再生可能エネルギーの導入量は 1,081MW となり、需要電力に対する導入比率は国の数値を上回る 39.2%に達した。 【需要電力における再生可能エネルギーの割合】36.8% (H30年度) ⇒ 39.2% (R2年度) ○ 地球温暖化対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量削減キャンペーン、住民向けのワークショップへの支援、温暖化防止策の学習とまちの将来像について考える意見交換会等により、省エネ機器への買換えやライフスタイルの見直し等の実践活動を促進した。 ○ とっとり健康省エネ住宅普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の新築木造戸建て住宅に対するとっとり健康省エネ住宅の着工割合は目標 13%に対して実績 14%と順調に増えた。 【健康省エネ住宅性能基準適合住宅着工割合】 約 9% (H30年度) ⇒ 14%(R2年度)
III 自然・生物との共生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな自然環境を活用したふれあいの場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・山陰海岸ジオパークトレイル全線開通記念フォーラム及びハイクイイベント、ラジオ・テレビでの山陰海岸・隠岐ジオパークの魅力発信、子ども等を対象とした体験学習、自然講座や野外観察会等を実施した。 ○ 生物多様性、健全な自然生態系の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県生物多様性地域戦略を推進する組織として「とっとり生物多様性推進センター」を設置し、開発予定地等の希少種保護等を実施した。
IV 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内三大湖沼の水質浄化 <ul style="list-style-type: none"> ・県内三大湖沼(中海・湖山池・東郷池)の化学的酸素要求量(COD)は、長期的には改善傾向にあるが目標は未達成である。 ○ 三大河川(千代川、天神川、日野川)、海域および大気環境の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準を概ね達成しており、清浄な環境が維持されている。
V 環境活動の協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再エネ 100%を目指す企業応援・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問や企業等向けセミナーを開催し、再エネ 100 宣言 RE Action への積極的な参加を呼びかけ、新たに3団体が参加するなど、環境配慮経営に取り組む企業の輪が広がった。 【温室効果ガスを 20%以上削減した企業*の割合】 20% (H30年度) ⇒ 63.8% (R2年度) ※地球温暖化対策条例で規定されている特定事業者(県内に有する工場・事務所等の原油換算エネルギー使用量が前年度 1,500kℓ 以上)

2 令和3年度の主な取組(抜粋)

項目	概要
I 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ社会の実現に向けて、フードドライブや幼児を対象とした意識啓発活動など、食品ロスの削減に重点化した取組を継続するとともに、新たにドギーバッグ(※)に関する県民モニター調査などを実施し、県民を挙げたごみゼロ意識の醸成を図る。 ○ 「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・プラごみゼロ社会の実現に向けて、マイボトル運動やリユース容器等の普及支援を継続するとともに、新たにプラごみアートの制作・巡回、海ごみ等を拾うツアーへの支援などの県民参加型事業を実施し、県民のプラごみに対する認識を深め、意識醸成を図る。
II 低炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギーの導入促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域が主体的に取り組む再生可能エネルギー導入に係る事業を支援し、エネルギーの地産地消や県内の電力自給率向上を進める。 ・家庭で行う創エネ、蓄エネ及び省エネの取組の普及啓発を行い、効率のよいエネルギー利用や家庭用小規模発電設備等の設置を促進する。 ○ 地球温暖化対策の推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「とっとりゼロカーボンキャンペーン」を開催し、県民一人ひとりが楽しみながら進められる脱炭素ライフスタイルの普及拡大を図り、各家庭における温室効果ガス削減の取組を促進する。 ・環境実践活動の裾野の広がりを図るため、地域や団体の環境実践の取組を支援する。 ○ とっとり健康省エネ住宅普及促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国の省エネ基準を上回る県独自の健康省エネ住宅性能基準により建設される省エネ住宅(とっとり健康省エネ住宅)の普及を図り、県民の健康の維持・増進、住宅の省エネ化及びCO₂排出量の削減を目指す。
III 自然・生物との共生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性保全事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「とっとり生物多様性推進センター」により、開発予定地等の希少種保護等、生物多様性への配慮が促進されるよう活動を行うとともに、県民参加による生物多様性の保全推進や地域の環境学習の取組支援等を行う。 ・鳥取県生物多様性地域戦略に基づいた活動の基礎資料となるレッドデータブックを近年の情報を反映して改訂を行う。 ○ 山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力を発信し、ツーリズムや知の拠点として、認知度の向上を図る。
IV 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 湖山池・東郷池及び三湖沼共通水質浄化対策推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・県内湖沼の豊かな自然や恵みを次世代に引き継ぐため、「水質浄化」「自然再生」「ワイズユース(賢明利用)」を目的とする各種施策を実施する。 ○ 鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・光害対策の推進や星空保全地域の振興、環境教育等により、星空の保全・活用に係る機運の醸成を図る。
V 環境活動の協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の再エネ 100 宣言 RE Action 推進・再エネ活用支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業等が率先的に環境配慮経営を行っていく社会環境を構築するために、使用電力の再生可能エネルギー100%転換を目指す企業の取組を支援する。 ○ 思いやり消費(エシカル消費)普及事業 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携したエシカル消費実践環境の整備と効果的な啓発・広報により、エシカル消費の認知度向上と実践に繋げる。

※ ドギーバッグ: 飲食店等で食べ残した料理を持ち帰るための容器や袋

3 令和3年度版鳥取県環境白書の公開

県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280>(令和3年 11 月 30 日掲載)

令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(R2-R12)目標指標

No.	指標名	プラン策定時	実績 (令和2年度末)	目標 (令和12年度)
1	一人一日あたりの一般廃棄物の排出量	1,050g/日・人 (平成29年度)	1,031g/日・人 (令和元年度)	895g/日・人
2	一般廃棄物のリサイクル率	31.2% (平成29年度)	29.2% (令和元年度)	35%
3	食品ロス食べきり協力店の登録数	78件 (平成30年度)	90件	300件
4	プラごみ削減取組企業等の登録件数	12件 (令和元年12月現在)	31件	100件
5	温室効果ガスの総排出量(CO ₂ 換算) (森林によるCO ₂ 吸収量を差し引いたもの)	4,133千トン (2013年度比12%減) (平成30年度)	3,448千トン ※暫定値 (2013年度比 26.6%減)	2,827千トン (2013年比40%減)
6	鳥取県地球温暖化対策条例で規定されている特定事業者のうち温室効果ガスを2013年度比20%以上削減した企業の割合	20% (平成30年度)	63.8%	90%
7	需要電力における再生可能エネルギーの割合	36.8% (平成30年度)	39.2%	60%
8	健康省エネ住宅性能基準適合住宅着工割合	約9% (平成30年度)	14%	50%
9	「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト」掲載種の保護	絶滅25種 絶滅危惧種361種 (2012年3月)	県のレッドデータリストの更新時に評価	絶滅危惧種から絶滅種への移行(悪化)を可能な限りゼロにする。
10	60歳未満の県内狩猟免許所持者	887人 (平成30年度)	947人	1,300人
11	県の自然保護又は生物多様性保全の取組へのボランティア参加者数	4,463人/年 (平成30年度)	1,950人/年	5,000人/年
12	中海の水質(COD)	4.9mg/L (平成26年度～平成30年度の平均値)	4.4mg/L	4.0mg/L
13	湖山池の水質(COD)	5.6mg/L (平成26年度～平成30年度の平均値)	6.8mg/L	4.8mg/L
14	東郷池の水質(COD)	5.3mg/L (平成26年度～平成30年度の平均値)	5.7mg/L	4.4mg/L
15	環境マネジメントシステム(※1)の導入や環境イニシアティブ(※2)への参画等の環境配慮経営に取り組む企業数	123社 (平成30年度)	110社	250社
16	CSR活動・アダプトプログラムの参加者数	12,260人/年 (平成30年度)	3,682人/年	15,000人/年

※1 環境マネジメントシステム:ISO14001、エコアクション21、TEAS等

※2 環境イニシアティブ:再エネ100宣言RE Action、RE100等

とっとり環境イニシアティブ県民会議の開催結果について

令和3年12月1日
環境立県推進課
脱炭素社会推進課

国の新たな温室効果ガス削減目標や地球温暖化対策計画の改正等を踏まえ、本県においても更なる温室効果ガス排出削減に向けた削減目標の見直しを検討しており、一層の取組を進めるために不可欠な県内の家庭や企業・団体など様々な立場の方々から意見を聴く「とっとり環境イニシアティブ県民会議」を開催したので報告する。

記

- 1 日 時 令和3年11月17日(水) 午後3時30分から4時30分まで
- 2 実施方法 オンライン形式
- 3 出席者 経済団体、エネルギー事業者、消費者団体、金融機関、行政等 17団体
- 4 概 要

本県の新たな2030年度温室効果ガス削減目標(案)や重点取組について提案し、様々な意見をいただいた。

[新たな2030年度温室効果ガス削減目標(案)]

〈現行〉▲40%(2013年度比) ⇒ 〈見直し(案)〉▲60%(2013年度比)

[重点取組]

新たな削減目標達成に向けては、「暮らしの質の向上」「経済活動の維持・成長」「エネルギーの地域循環」「レジリエンス向上」等の視点を持って施策を検討する。

- 〈家庭〉・新築及び既存戸建て住宅への太陽光発電設備の導入 ・とっとり健康省エネ住宅の導入
- 〈企業〉・オフィスビル、工場等への太陽光発電設備の導入 ・建築物の断熱化、省エネ化
- 〈運輸〉・電動車^{*}への乗換え促進 ^{*}電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車、燃料電池車
- 〈行政〉・県有施設への太陽光発電導入、電気自動車導入 ・脱炭素に向けた新たな産業・技術の創出
・皆伐再造林、木材利用の促進 ・DXを活用した生産性・効率性の向上支援

[出席者からの意見]

(省エネ等)

- ・高効率な冷暖房設備への更新が経費節減につながることを顧客に提案したい。
- ・スマートメーターを使ったCO₂の見える化により、家庭での排出削減につながるのではないかと。

(普及啓発)

- ・私達大人が2030年までにやっていくことを引き継ぐ担い手という捉え方で、学校現場で子ども達を育てていかないといけない。
- ・今まで省エネというと我慢というイメージが非常に強く、仕方なく協力するといった印象だったが、主体性とか積極性といった意欲的な価値観が必要。

(支援)

- ・何らかのインセンティブを与えることにより、EVの購入が進んでいくのではないかと。
- ・住宅への太陽光発電の導入やとっとり健康省エネ住宅の導入に関して、家庭としては大きな負担になることから、引き続き、補助金等による支援をお願いしたい。

(消費活動)

- ・過剰包装を避ける、食品購入時に手前に陳列されているものから購入する、規格外の商品の活用などに取り組んでいきたい。

(技術開発)

- ・家電や設備等の技術開発・イノベーションにより、CO₂排出削減につながるのではないかと。

5 今後の予定

引き続き、幅広い分野の団体等から意見をいただきながら、重点取組や温室効果ガス削減目標の見直しについて検討を進め、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの改訂につなげていく。

星空案内人（準案内人）の認定について

令和3年12月1日
環境立県推進課

本県の美しい星空の普及啓発を目的に、教育や観光等の様々な場面で案内できる人材を育成するため、今年度から星空案内人資格取得講座を実施しており、この度「星空案内人（準案内人）」が認定されたので報告する。

1 星空案内人資格

- ・ 星空案内人には、天文学や星座の知識、望遠鏡を使った観察技能、星座の物語等の星空案内に必要な幅広い知識と技能が必要である。
- ・ 星空案内人資格認定講座運営機構（事務局：山形大学内）が運営、提供する講座を受講し、所定の認定基準を満たすと資格取得できる。
- ・ 全国で6,437名（案内人1,101名、準案内人5,336名）が認定されている。
（令和3年8月19日時点 星空案内人資格認定制度ホームページ参照）
- ・ 準案内人資格者は、スキルアップカリキュラム受講及び実技試験等を経て案内人資格を取得することができる。

2 星取県星空案内人資格取得講座の開催

- ・ 実施期間 令和3年8月22日（日）から11月23日（火）まで（6日間）
- ・ 内 容 「星空案内人（準案内人）」の資格を取得するための講座（全8講座）
（座学：オンライン形式）
 - ・ さあ、はじめよう
 - ・ 星の文化に親しむ
 - ・ 望遠鏡のしくみ
 - ・ 星空案内の実際
 - ・ 宇宙はどんな世界
- （実技）
 - ・ 星座をみつけよう
 - ・ プラネタリウムを使ってみよう
 - ・ 望遠鏡を使ってみよう
- ・ 受講者 12名

3 星空案内人（準案内人）資格の認定

今年度は10名が「星空案内人（準案内人）」に認定された。

今後、地域の星空観察会や観光地等での星空案内ボランティアガイドとしての活動が期待される。

- ・ 資格取得者 10名（地域団体2名、宿泊施設2名、大学生4名、県職員2名）
- ・ 認定日 ①10月17日（日） 8名 ②11月23日（祝・火） 2名



<実技講座の様子>



<認定証授与>

受講者の声：以前から星に興味があり、地域でも星空観望会を行っていたが、今まで漠然とした知識でしかなかったこともあった。この講座を受講することで正しい知識が身につけて良かった。

大山周辺施設の供用開始等について

令和3年12月1日
緑豊かな自然課
西部総合事務所環境建築局

大山隠岐国立公園満喫プロジェクト事業に係る大山周辺整備について、大山駐車場事業と大山登山道線道路(歩道)事業の一部区間が完了し、駐車場の拡張部分について12月11日から利用可能となるので報告する。また、大山入山協力金に係る実証事業の結果概要について報告する。

1 大山駐車場事業の概要

- (1) 工事期間 令和3年3月26日(金)～12月10日(金)
- (2) 整備内容 駐車場 120台 (面積 3,370㎡)
 - 〔整備前〕 931台 (24,192㎡)
 - 〔整備後〕 1,051台 (27,562㎡)
- (3) 工事費 153,972千円
- (4) 施工者 (株)特研工業
- (5) その他
 - ・駐車場からアクセスリフトまで最短徒歩1分
 - ・今シーズンのスキー場オープンは12月24日頃の予定



2 大山登山道線道路(歩道)事業の概要

- (1) 工事期間 令和3年3月12日(金)～12月15日(水)
- (2) 整備内容 木道移設及び登山道補修工事
 - ・木道移設 (W=1.0m) [8合目付近] L=77.9m
 - ・登山道補修 (丸太階段工) [1.5～2.5合目、4～6合目付近] L=728.1m
- (3) 工事費 172,260千円
- (4) 施工者 船越建設(株)、(有)米子造園



【 木道移設 (8合目付近) 】



【 丸太階段 (4.5合目付近) 】

3 大山入山協力金実証事業の結果概要

令和元年度の秋に 10 日間実施した社会実験に続き、今年度は協力金の額の設定や原則無人による收受方法等での状況を把握するために、夏から秋の登山シーズンを通じて実施した。

(1) 実施期間

令和3年6月4日(金)～10月31日(日)

(2) 協力金の使途

自然保護活動や登山道等の補修、トイレの維持管理等

(3) 協力金額実績

募金箱設置箇所	随時支払(500円)		年間定額支払(3,000円)		合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
大山ナショナルパークセンター	356	178,111	177	531,000	533	709,111
大山頂上避難小屋	2,276	1,138,415	137	411,000	2,413	1,549,415
計	2,632	1,316,526	314	942,000	2,946	2,258,526

※実証事業実施期間の登山者数 34,500人

(4) 結果概要

- ・協力率は、8.5%（協力金総額を500円で割った人数で試算すると13.1%）となった。
- ・協力金額は、随時支払が1,316,526円(58.3%)、年間定額支払が942,000円(41.7%)であった。年間定額支払の方が314人あり、多様な支払を可能としたほうが協力金の確保に有効と思われることから、電子決済等の導入も検討する。

⇒実証事業の枠組みをベースとして本格導入に向けて大山山岳環境保全協議会(仮称)準備会で協議する。

[募金者の声等]

- ・記念カード、梨の木キーホルダーとも丁度良いサイズ。
- ・梨の木キーホルダーはザックに付けるのに丁度良い。
- ・梨の木キーホルダーの大山北壁写真のレーザー印刷が良い。
- ・協力金の趣旨に賛同する意見が多く、随時支払は純粋に募金が目的で記念カード不要の方もいた。
- ・年間定額支払は、鳥取県、島根県東部及び岡山県北部在住のリピーターが多い。

【参考】令和3年度実証事業概要

区分	内容
金額	<ul style="list-style-type: none"> ・【随時支払】 大山登山1回につき500円 ・【年間定額支払】 年間複数回登る方の負担軽減のため登山回数に関わらず年に1回3,000円を設定
返礼品	<ul style="list-style-type: none"> ・【随時支払】 記念カード(5種類) ・【年間定額支払】 梨の木キーホルダー
收受方法	<ul style="list-style-type: none"> ・【随時支払】 募金箱 ・【年間定額支払】 大山頂上避難小屋売店又は大山ナショナルパークセンター窓口で受取り



(募金箱に募金する登山者)



(返礼品の梨の木キーホルダーを受け取る登山者)

鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約（案）について

令和3年12月1日
観光戦略課
緑豊かな自然課
子育て王国課

鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約に向けた準備会を以下のとおり開催し、その協議結果を踏まえ、県では11月定例県議会、市では12月定例市議会に当該連携協約（案）を附議案として提案していますので、報告します。

1 連携協約の概要

鳥取県と鳥取市が連携して事務を処理することにより、鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、それを活用した鳥取砂丘全体の観光振興、活性化に向けて一体的かつ継続的に事業を実施することができるよう包括的な協約を締結する。

(1) 根拠法令 地方自治法第252条の2

地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的方針及び役割分担を定める協約

(2) 目的・基本方針

鳥取県と鳥取市が連携して、以下の事務を処理する。

- ・鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全
- ・鳥取砂丘全体の観光振興、活性化に向けて一体的かつ継続的な事業実施

(3) 連携する内容

- ア 鳥取砂丘の観光振興の推進
- イ 鳥取砂丘の保全と利活用
- ウ 鳥取砂丘西側エリアにおける滞在環境の上質化の推進
- エ 鳥取砂丘の交通環境の整備
- オ 情報共有の推進

(4) 連携協約の発効 令和4年1月1日

※附議案が可決された場合、知事と鳥取市長による連携協約の締結式を予定している。

2 準備会開催日等及び確認事項

(1) 準備会開催日等

ア 第1回準備会

開催日・場所 令和3年10月20日（水）・鳥取県庁特別会議室

出席者 県：副知事、交流人口拡大本部長、子育て・人財局長、生活環境部長、県土整備部長ほか
市：副市長、経済観光部長、都市整備部長、副教育長ほか

協議・報告事項

- ・鳥取砂丘の現状
- ・サウンディング型市場調査の結果及び柳茶屋キャンプ場、サイクリングターミナル、鳥取砂丘こどもの国キャンプ場の一体整備について
- ・鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約(仮称) について（案）

イ 第2回準備会

開催日・場所 令和3年11月9日（火）・鳥取市役所会議室

出席者 県：副知事、交流人口拡大本部長、観光交流局長、子育て・人財局長、生活環境部長、
県土整備部次長ほか

市：副市長、経済観光部長、都市整備部長、副教育長ほか

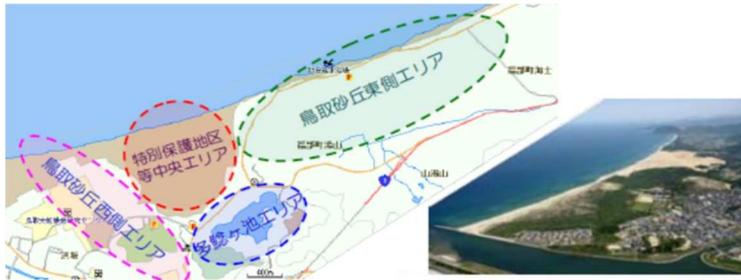
協議・報告事項

- ・鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約（仮称）（案）
- ・柳茶屋キャンプ場、サイクリングターミナル、鳥取砂丘こどもの国キャンプ場の一体整備に係る検討状況について

(2) 確認及び合意事項

ア 鳥取砂丘の範囲

鳥取砂丘ランドデザインで示されている4つのエリアを包括したところを対象とすることで合意した。



イ 連携協約案の内容について確認を行い、県、市の定例議会に附議案を提案することで合意した。

ウ 柳茶屋キャンプ場、サイクリングターミナル、鳥取砂丘こどもの国キャンプ場の一体整備について以下の方針で検討を進めることを共有した。

○基本的な考え方

3施設(柳茶屋キャンプ場、サイクリングターミナル、鳥取砂丘こどもの国キャンプ場)を一体的に利活用・管理して行うキャンプ場を中心としたサービスを民間事業として実施する提案を募集する。

○募集条件等

- ・こどもの国キャンプ場は、こどもの国本体とは切り離れた上で、3施設とも公の施設としての廃止手続きを行い、民間事業として管理する。
- ・土地、建物ともに事業者への無償貸付とする。
※ただし、利益に見合う納付金を事業者からの提案で受けることとし、審査の評価ポイントとする。
- ・事業期間は、10～20年(事業者が提案しやすいよう長期を設定)とする。

○施設の整備・活用について

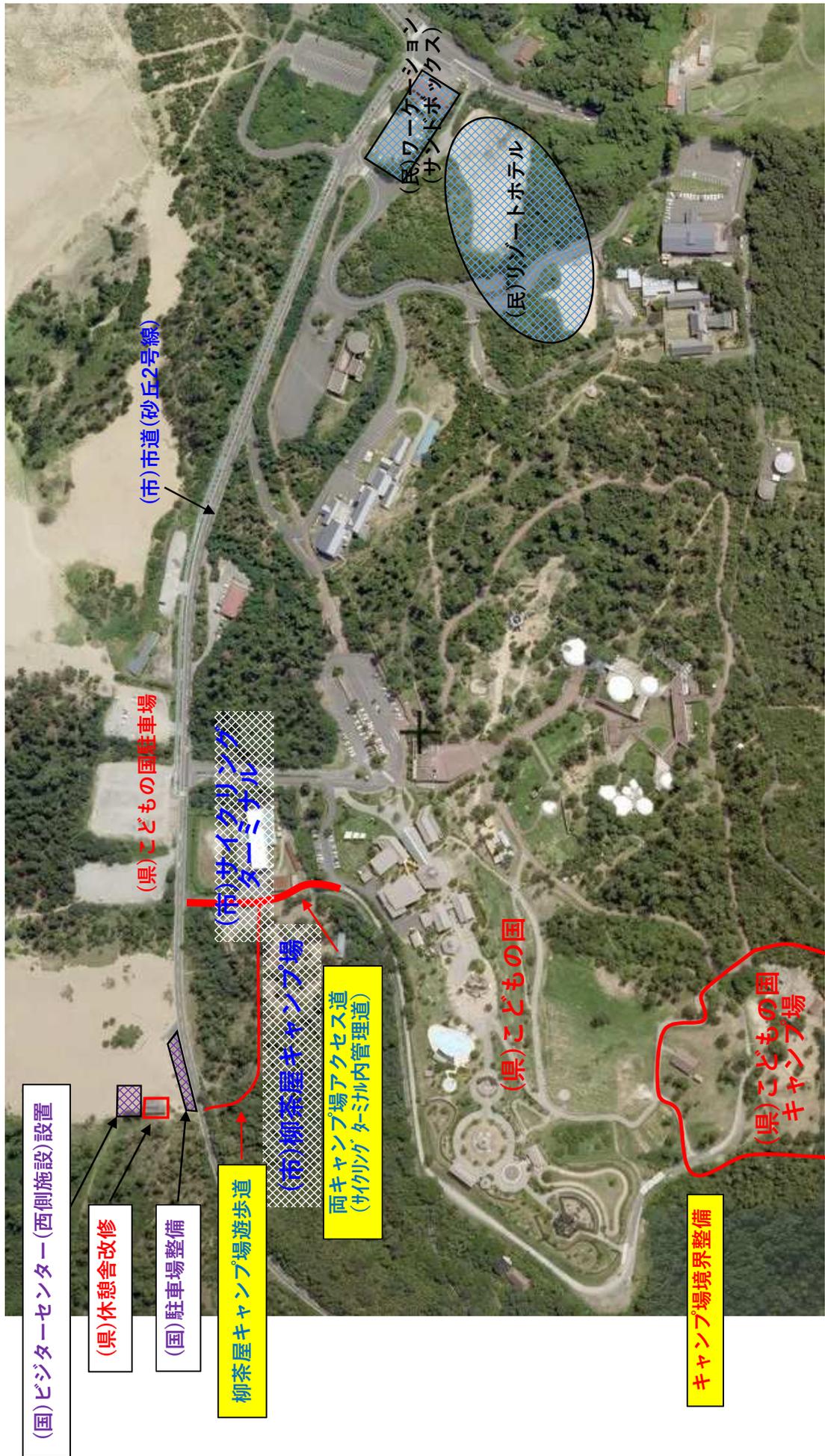
施設の整備に向けて	
	①砂丘西側の滞在型環境上質化のため、行政側で整備方針を決定・整備するもの ・市道から両キャンプ場へのアクセス道路の拡幅等 ②各事業者が描くキャンプ場のイメージに沿うよう、事業者からの提案をもとに整備するもの ・こどもの国本体とキャンプ場の境界整備 ・柳茶屋キャンプ場内から西側ビジターセンター方向へ抜ける遊歩道の整備 ※事業者選考にあたっての提案項目に盛り込み、事業者から提案いただくことを想定
利活用にあたって	
	現在の各3施設の利用者(青少年・子ども・市民等)の今後の利用にも配慮した施設となるよう、青少年・子ども等の利用に関する配慮を事業者からの提案項目へ盛り込む。

○スケジュール(予定)

令和4年2月 事業者募集開始

令和5年4月 新施設オープン

鳥取砂丘西側エリア整備イメージ



日本ジオパーク委員会によるユネスコ世界ジオパーク再認定審査の事前確認結果等について

令和3年12月1日
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

ユネスコ世界ジオパークの再認定審査（令和4年度実施予定）に向けて行われた日本ジオパーク委員会の事前確認について、結果が通知されたので報告する。

- 1 事前確認日程 令和3年8月28日（土）～8月30日（月）（3日間）
- 2 実施方法 オンライン形式
- 3 審査員
島原半島ジオパーク協議会事務局 次長 大野 希一（おおの まれかず）氏
群馬県立自然史博物館 地学研究係 副主幹 菅原 久誠（すがわら ひさなり）氏

4 日本ジオパーク委員会審査事前確認通知書（2021年10月22日付け）

【総評】

- ・人事異動のないゼネラルマネージャーの登用により、行政・組織・地域住民の連携が出来始め、既存の教育事業や地域住民の活動に統一感が始まっている。
- ・前回のユネスコ審査のリコメンデーションのほぼ全てにおいて、何らかの対応・改善が見られる。
- ・山陰海岸ジオパークトレイルをきっかけに、各地の拠点施設や地域団体（もしくは住民）がこれまで行ってきたジオパーク活動につながりが見られるようになった。
- ・一方、ジオパーク活動に関わる関係者は、自らが実践している活動が、ユネスコ世界ジオパークの理念やSDGsで到達すべき事柄のどの部分に該当しているのかについて、さらに認識を深めることが必要である。
- ・ユネスコ審査では、事務局と各構成自治体や関係団体が担う事業の役割分担を明確にし、あらゆる立場の人がジオパーク活動に携わっていることが伝わるようにするとよい。
- ・ジェンダーバランスを意識した体制づくり、法的位置づけを有する団体に運営組織を変えていくことへの検討を進めることが必要である。
- ・地質資源の売買の取りやめについて、地質資源を販売する業者と継続的な対話が必要になる。

<優れている点>

- ・ゼネラルマネージャーの登用により、まとまりを持ったジオパーク活動が展開され始めたこと
- ・地域資源を持続可能な形で活用しようとしている地域住民や団体の存在（特に地域における女性の活躍）
- ・運営組織内の情報共有 ・教育事例集の作成と共有 ・大学教員等の有識者との協働 など

<ユネスコ審査に向けて準備が必要な点>

- ・運営に携わる人たちの役割分担の可視化（特に構成自治体、事務局、地域団体の事業の関係性が伝わるようにする）
- ・地域を訪問する外国人観光客のニーズに合わせたパンフレットやウェブサイトの多言語化の推進
- ・ジオパーク関係者それぞれの活動と、ユネスコ世界ジオパークの理念やSDGsとの関連性の認識
- ・運営組織内における女性の役割拡大 など

5 現地での事前確認の状況

オンライン形式での事前確認後、新しい施設などを実際に見たいとの意向で、11月1日に現地での事前確認が行われた。展示や設備について細やかな指摘を受けながらも、各拠点施設の活動自体は高く評価された。（現地での事前確認の結果は通知されない予定。）

- ・平成30年開館の砂丘ビジターセンター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、玄武洞などを調査された。
- ・鳥取砂丘ビジターセンターでは、展示解説の多言語二次元コードが機能していないこと、実物の5倍の大きさの昆虫模型の展示コーナーで多言語表記がなされていないことが指摘された。
- ・山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館では、授乳室の必要性が指摘された。

6 今後の対応

事前確認で指摘のあった項目について、改善を図っていく。

- ・現地で指摘された鳥取砂丘ビジターセンターの二次元コード、多言語標記の不備は早急に対応する。
- ・山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の授乳室については設置の準備を進めている。

「山陰海岸ジオパークサイエンスカフェ（公開講座）運營業務」（県委託業務）からの個人情報流出について

令和3年12月1日
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

公立鳥取環境大学（以下「環境大学」という。）において、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館が委託している「山陰海岸ジオパークサイエンスカフェ（公開講座）運營業務」に関して、個人情報が流出する事案が発生したので報告する。

このことを受け、個人情報が流出した方に対し謝罪と今回の経緯の説明を行うとともに、今後同様の事案が起きないように再発防止策を講じて、個人情報の適切な管理に努める。

1 発生日時

令和3年10月13日（水） 午前8時59分頃

2 事故の経緯

環境大学に委託している「山陰海岸ジオパークサイエンスカフェ（公開講座）運營業務」において、講座参加申込みのメールをされた方へ受付完了のメールを送信する際に、以前講座に参加された方と氏名が似ていたため、同一人物と勘違いをし、その第三者の方へメールを送信してしまった。

3 流出した個人情報

講座参加申込者1名の個人情報（氏名、居住県、年齢、保護者氏名、電話番号、メールアドレス）が第三者1名に流出した。

4 対応状況

- ・個人情報が流出した方への謝罪、経緯報告及び再発防止策の説明、並びに講座参加受付完了のメールの送信
- ・誤送信先の方への謝罪及び誤送信したメールの削除を依頼

5 再発防止のため講じた措置

- ・環境大学全職員への電子メール誤送信に対する注意喚起
- ・当委託業務にあたり、個人情報を含む電子メールの送信前のダブルチェックの徹底
- ・当委託業務の講座参加受付完了メールの自動送信システムの導入決定
- ・環境大学全職員を対象とした情報セキュリティ研修の実施（12月15日予定）

11月19日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新たな新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(全部変更)が示された。これを踏まえ本県の感染状況に応じた飲食店、イベント開催に係る対応を定めたので、その概要を報告する。

1 飲食店の対応

(1) 国の対処方針

緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域及び感染拡大の傾向がみられる場合において、第三者認証制度の適用店舗(以下「認証店」という。)では、ワクチン・検査パッケージ制度適用により、営業時間短縮、酒類提供及び入店数等の制限を緩和する。(同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食が可能)

(2) 本県の対応

国の第三者認証制度については基準緩和等の変更がなかったことから、県の認証基準は現行どおりとし、引き続き、認証店における感染防止対策を徹底することとして平時より以下の取組を推進する。

- ・「認証店」の認証取得を更に推進し、認証取得後3か月ごとの定期巡回を徹底する。
- ・巡回では、マスク着用、消毒、ディスタンス確保、換気、利用客の連絡先の把握等を重点的に確認するほか、換気量が1人当たり30 m³/h以下の場合にはCO2モニターの活用を推奨する。
- ・年末年始を控え、改めて感染防止対策を徹底するよう全認証店へ周知を行う。

区分	活動制限
レベル1 (コロナ注意報)	認証店の定期巡回、ガイドラインの遵守の徹底
レベル2 (1) (コロナ警戒情報)	認証店の感染防止対策状況の自己点検、相互点検の実施
レベル2 (2) (コロナ警報)	営業時間短縮要請の検討、緊急点検
レベル3 (特別警報)	営業時間短縮要請の検討、酒類提供の禁止の検討(認証店は酒類提供可)、カラオケの提供中止の要請を検討
レベル4 (特別警報)	営業時間短縮要請、酒類提供の禁止の検討、カラオケの提供中止の要請

2 イベント開催の対応

(1) 国の対処方針

- ・5,000人超かつ収容率50%超のイベント(大声なし)の主催者は「感染防止安全計画」を策定し、県に提出し確認を受ける。
- ・「感染防止安全計画」の提出により人数制限を緩和するとともに、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員までの入場も可能とする。(大声ありイベントは感染防止安全計画が作成できないため収容率50%を適用)【人数制限：緊急事態措置区域は上限10,000人、まん延防止等重点措置区域は上限20,000人】
- ・「感染防止安全計画」を策定しないイベントは、主催者が「感染防止対策チェックリスト」を作成し、自らのホームページ等で公表する。

(2) 本県の対応

- ・これまで1,000人以上のイベント等を開催する場合は届出を求めていたが、これを見直し、国の対処方針に加えて、1,000人以上又はライブ演奏のあるイベントについて、「感染防止対策チェックリスト」の提出を求める。
- ・更に、感染状況がレベル2以上(コロナ警戒情報・警報・特別警報)の場合には、主催者は「感染防止安全計画」を県に届出し、県は事前に感染防止対策を確認する。

区分	5,000人超のイベント	1,000人～5,000人未満のイベント ライブ演奏等を伴うイベント	1,000人未満のイベント
レベル1 (コロナ注意報)	感染防止安全計画 を県に提出	感染防止対策チェックリストを県に提出(県独自)	感染防止対策チェックリストを自ら作成・公表
レベル2 (1) (コロナ警戒情報)		感染防止安全計画を県に提出(県独自)	
レベル2 (2) (コロナ警報)		・イベントの事前点検 ・ライブ演奏等を伴う飲食店の巡回点検	
レベル3 (特別警報)		・レベル3でワクチン・検査パッケージ制度の停止等を検討(レベル4で停止)	
レベル4 (特別警報)			

(参考) 5,000人以上収容できる県内施設

鳥取市営サッカー場、県立布勢総合運動公園、倉吉市宮陸上競技場、米子市民球場、チュウブYAJINスタジアム等の屋外運動施設

鳥取県持続可能な住生活環境基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

令和3年12月1日
住まいまちづくり課

住生活基本法（平成18年制定）に基づき、平成28年度に改定した住生活基本計画を改め、脱炭素社会の実現を見据え、持続可能な住生活環境の形成に向けた施策について、新たに「鳥取県持続可能な住生活環境基本計画」として計画案を取りまとめ、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 令和3年12月6日（月）から20日（月）まで
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民参画協働課、総合事務所意見箱等

2 計画案の概要

(1) 計画の目的

本計画は、住生活基本法に基づき、鳥取県の住宅政策を総合的に推進するため、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な事項を定めたもので、本県では4つの基本目標を柱に、具体的施策を展開していく。（平成18年度策定、平成23・平成28年度改定）

計画期間	令和3年度から令和12年度までの10年間（社会情勢等を踏まえ、5年毎に見直しを実施）
計画の柱 （基本目標）	①脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成
	②誰もが安心して豊かに暮らせる住まいの確保
	③地域資源の活用・掘り起こしによる地域の価値の向上
	④災害や犯罪に強い安心して暮らせる地域の実現

(2) SDGs を活用した事業点検と今後の施策展開方針

○これまで実施した住宅政策の課題と17のゴールとの関わりを示す「後付けマッピング」により、成果指標を点検する。

➡「5 ジェンダー平等」については従来の計画には成果指標がなかったため、新たに指標を設定する。

○今後実施すべき政策課題を分析する「先付けマッピング」により、自治体は住宅セーフティネットやまちづくりの視点から、ステークホルダー（設計事務所、工務店、不動産業者等の住宅関係企業及び団体）は住宅市場の視点からそれぞれの取組の達成度と重要度を評価する。

➡優先順位の高いゴールでアイコンの小さいものは取組を強化し、野心的な目標を設定する。

「11 住み続けられるまちづくり」「13 気候変動対策」について新築及び既存住宅の省エネ化目標を設定する。



(3) 計画の柱（基本目標）

①基本目標1 脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成

◇2050年に向けた県内の住宅ストックの目指すべき姿

中期目標[2030年] 新築住宅はとっとり健康省エネ住宅『NE-ST』を標準とする。

（※国は『ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）』を義務化）

新築戸建住宅では太陽光発電の設置を標準とする。（※国の目標は新築の6割）

長期目標[2050年] 既存住宅は平均で『ZEH』の省エネ性能を確保する。（※国と同様の目標）

施策内容	目標と主な成果指標(2020年→2030年)
健康省エネ住宅の普及と再エネ導入の拡大	新築住宅の健康省エネ住宅標準化 新築での健康省エネ住宅の割合 14%→100% 住宅全体の太陽光発電設置割合 8.6%→15.0%
既存住宅における健康省エネ住宅化改修の促進	県独自の改修基準策定及び施主が選択可能な改修パターンの提示による省エネ化の推進 住宅ストックにおける省エネ住宅の割合 11.5%→27.9%
県産材を活用した木造住宅の推進	新築及び改修における県産材の活用拡大と魅力発信 新築での県産材活用住宅の割合 42.4%→53.7%

○NE-STの標準化に向け、住まいる支援事業でNE-STの助成対象とする住宅の要件の見直しを検討する。

○健康省エネ住宅及び再エネの導入について建築士から施主への説明を義務化することを検討する。

○既存住宅の省エネ改修の県独自基準を新たに策定し、基準を満たす住宅の認定及び助成制度を検討する。

○認定住宅への金利優遇や金融商品の開発等を協議するため金融機関との協議会の設置を検討する。

<県独自の既存住宅における省エネ改修基準(案)>

- ・改修版の基準を新たに創設し、基準に適合する住宅を『Re NE-ST』(リネスト)として認定する。
- ・『NE-ST』の認定対象範囲を現行の戸建住宅から集合住宅を含む全ての住宅に広げる。

性能	指標	国省エネ基準	Re NE-ST (改修基準)	NE-ST(新築基準)		
				T-G1	T-G2	T-G3
断熱	外皮平均熱貫流率(UA 値)[W/m ² K]	0.87	0.48	0.48	0.34	0.23
気密	相当隙間面積(C 値)[cm ² /m ²]	基準なし	基準なし(1.0 推奨)	1.0	1.0	1.0

②基本目標2 誰もが安心して豊かに暮らせる住まいの確保

施策内容	目標と主な成果指標(2020年→2030年)
住宅確保要配慮者の居住の安定の確保	セーフティネット住宅の登録拡大と居住支援の充実 セーフティネット住宅登録戸数 1,634戸→6,600戸 セーフティネット住宅に対する家賃低廉化助成実施戸数 10戸→210戸
公営住宅の公平かつニーズに応じた供給と適切なストック管理	住宅困窮度の高い世帯への供給と適切なストック管理 公営住宅供給率 93%→103% ※公営住宅供給量(空き家募集・建替戸数等)/要支援世帯数
豊かな住生活を支えるコミュニティの形成に向けた取組	地域コミュニティを支える担い手との連携促進と公営住宅を活用したコミュニティの活性化 公営住宅を活用した地域コミュニティの活性化等に取り組む団地数 2団地→10団地

- 県営住宅の空き住戸を活用し、高齢者、障がい者、子育て世帯等の生活支援及び地域コミュニティの活性化等の取組を促進する。(上粟島団地では自治会活動の参加を条件に米子高専の学生が入居中。)
- 県営住宅において入居者の高齢化が進み、孤独死が課題となっていることからIoTによる単身高齢者見守りモデル事業の効果を検証した上で、他の県営住宅での取組についても検討する。(永江団地でモデル事業を実施中。)
- 鳥取県居住支援協議会による相談対応の充実や、福祉団体・居住支援団体との連携強化を進め、市町村と県が協調してセーフティネット住宅に対する家賃助成を実施し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図る。

③基本目標3 地域資源の活用・掘り起こしによる地域の価値の向上

施策内容	目標と主な成果指標(2020年→2030年)
地域資源の掘り起こしと活用	伝統的な建築技術の活用機会の拡大と空き家の利活用の促進 住宅リフォームの市場規模 268億円→592億円 空き家等の年間利活用件数 180件→200件
美しい街なみ・良好な景観の形成	広域的な景観資源を共有する複数の市町村等の連携による環境保全・活用等の取組支援 広域景観形成行動計画策定数 1件→4件

- 既存住宅の改修や災害復興に必要な地域の建築技術者の高齢化、担い手不足が深刻化していることから、リフォーム市場の拡大などにより、伝統技術の活用と継承を図る。
- 倉吉市の小川家など古民家を活用したインバウンド向け宿泊施設(古民家ツーリズム)のモデル事業を検証し、県内に残る貴重な資源である古民家等を活用した地域の魅力創出、ブランド化を促進する。
- 日本風景街道「新因幡ライン」など街道やエリア全体で統一感のある景観形成により、景観資源を守りながら地域の魅力創出や観光振興を図るため、複数の市町村等が連携して行う取組を支援する。

④基本目標4 災害や犯罪に強い安心して暮らせる地域の実現

施策内容	目標と主な成果指標(2020年→2030年)
持続可能な居住環境の実現	住宅の耐震化促進と災害時の緊急対応及び復興支援 新耐震基準に適合する住宅ストックの割合 84.9%→92.0%
安心して暮らせる住環境の形成	危険空き家の除却と空閑地の有効活用 空き家等対策計画を策定した市町村の数 15市町村→全市町村

- 住宅の耐震化に向け、市町村と県が協調し低コスト工法の普及啓発や耐震改修に対する支援を行う。
- 令和3年6月に建築関係団体9団体と締結した「災害時における円滑な住宅修理に関する協定」に基づき、円滑な住宅修理に向け、関係団体と連携し支援体制の充実を図る。
- 高齢者世帯等の居留意向の確認や空き家バンクへの登録推進により空き家の発生抑制を図る。

4 今後の予定

- 令和3年12月6日～20日 パブリックコメント実施
- 令和4年1月 常任委員会報告(計画案、パブリックコメント結果の報告)
- 2月 鳥取県住生活基本計画委員会報告
- 3月 計画の策定、公表

鳥取県福祉のまちづくり条例の改正に係るパブリックコメントの実施について

令和3年12月1日

住まいまちづくり課・福祉保健課

鳥取県福祉のまちづくり条例は、条例の改正施行から5年を経過した後にバリアフリー化等の状況を踏まえて見直しを検討することとしている。この度、平成28年の条例改正から5年が経過したことから整備基準専門委員会を開催し、条例見直し案の中間とりまとめを行ったので、条例見直し案について広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 令和3年12月6日(月)から12月20日(月)まで
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民参画協働課、総合事務所意見箱等

2 条例見直し案の概要

(1) バリアフリー整備基準の見直しについて

①バリアフリー化を義務付ける建築物の規模の引下げ

- ・福祉施設、公衆便所、バリアフリー基準の適用率が低い施設について、新築等においてバリアフリー整備を義務付ける床面積の引下げを行い、バリアフリー基準の適用率の向上を図る。

＜適用率：平成28～令和2年度の実績 61% ⇒ 令和4～令和8年度の目標 70%＞

適用率＝条例によりバリアフリー基準の義務付け対象となる建築物の数 ÷ 建築物全体の数

項目	用途	現行基準	見直し案
福祉施設	老人ホーム等	100㎡以上	全て
公衆便所	公衆便所	50㎡以上	全て
バリアフリー 適用率が低い施設 (条例対象となる建物が少ない)	コインランドリー等	100㎡以上	50㎡以上
	理美容院等	200㎡以上	100㎡以上
	共同住宅	床面積1,000㎡以上	500㎡以上かつ3階建て以上 又は1,000㎡以上

②障がいの種類等に応じたバリアフリー整備基準の拡充

- ・障がい者等の団体からいただいた意見を参考にバリアフリー整備基準を見直す。

車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ＜新＞多目的トイレとは別に一般トイレ内(男女別がある場合はそれぞれ各1以上)に車いすで利用可能な便所の整備を義務付け(病院・美術館等1千㎡以上、物販店等2千㎡以上) ＜新＞主たる出入口に自動ドア又は引戸の整備を義務付け ＜新＞公衆浴場、ホテル等の共同浴場は、車いす使用者対応の整備(必要な空間の確保、浴室等まで段差解消等)を義務付け (拡)「トイレ内の大人用ベッド」、「車いす使用者用駐車場の屋根」を整備する面積基準を引き下げ
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ＜新＞トイレの個室に光の点滅で火災を知らせる警報設備を義務付け ＜新＞エレベーターを設置する場合は、火災時に避難階に着床する設備を義務付け
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ＜拡＞誘導ブロックを歩道の誘導ブロックへの接続を義務付ける規模を拡大
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ＜新＞階段、踊り場の両側手摺りの整備を義務付け ＜新＞公衆浴場、ホテル等の共同浴場は、浴室等内のバリアフリー化を義務付け
子育て世帯、オストメイト	<ul style="list-style-type: none"> ＜拡＞多目的トイレとは別に一般トイレに「ベビーベッド」、「オストメイト対応設備」を整備する面積基準を引き下げ ＜新＞小規模施設を除き、温水シャワー付きオストメイト対応設備の整備を義務付け

(その他の改正内容)

- ・飲食店、物販店等の店内の段差解消に努めることを条例に規定する。
- ・公営住宅は新設・建替等において車いす用住戸の整備に努めることを条例に規定する。
- ・福祉のまちづくりを更に推進する体制として、市町村が福祉のまちづくりの協議会を設置することができることを条例に規定する。

③弱視(ロービジョン)者に配慮する整備基準の拡充

- ・視覚障がい者のうち約7割が弱視者であることから、弱視者に配慮すべき整備基準を追加する。

	現行基準	見直し案
整備箇所	階段の段鼻、傾斜路、点字ブロックの明度差等に配慮した整備	現行基準に廊下・階段等、トイレにおける「床と壁」、「壁と出入口」等に明度差等に配慮した整備基準を追加

④既存建築物の改修に適用する整備基準の緩和

- ・空きビルをリノベーションして活用する場合エレベーター設置基準が利活用の支障になるケースがあるので、設置を義務付ける面積規模を引き上げ、既存建築物を利活用しやすくなるよう整備基準を見直す。

現行基準	見直し案
200㎡以上	500㎡以上

(2) バリアフリー化に係る整備基準以外の改正

①バリアフリー建築物の認証制度の創設

- ・新たに（仮称）とっとりUD施設認証制度を創設し、バリアフリー基準に適合した上で、さらに誰もが使いやすいユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）を採用する建築物にランクを付けて認証する制度を創設する。

＜バリアフリー建築物認証制度の検討案＞

- ・UDを採用する建築物を3段階で評価し、認証することで、利用者の利便性の向上を図る。
- ・障がい者、高齢者、子育ての3分野でUD項目を設定し、必須項目及び2以上のUD項目を満たす分野の数に応じて認証する。（例示★1～★3）
- ・UD項目、評価方法の詳細は、整備基準専門委員会等の意見を踏まえて決定する。

区分	UD項目 (法・条例で整備を義務付ける項目は除く)	設定意図	分野		
			障がい者	高齢者	子育て
必須	1以上のハートフル駐車場を設置 (駐車場がある場合)	任意設置であるハートフル 駐車場の普及促進	必須		
1	2以上の多目的トイレを設置	利用者の分散化	○		○
2	オストメイト設備（簡易型を除く）を設置	オストメイトの利便性向上	○		
3	エレベーター内に緊急情報伝達用モニターを設置	聴覚障がい者からの要望	○		
4	主要な廊下等に手すりを設置	利用者の移動円滑化	○	○	
5	1以上の出入口に自動扉を設置	利用者の利便性向上	○	○	○
6	以下のいずれかの子育て施設を設置 授乳室、オムツ替えスペース、キッズスペース	子育て配慮			○
7	1以上の休憩スペース、ベンチ等を設置	高齢者の休憩場所	○	○	○
8	客席の半数以上を可動の椅子席とし、車いす利用者が利用しやすい高さのテーブルを設置	車いす、ベビーカー対応	○	○	○
9	コミュニケーションボードを設置 (筆談ボード、タブレット端末、支援用絵記号等)	聴覚、発達障がい者用のコ ミュニケーションツール	○		
10	ほじょ犬のための備品を設置 (マット、飲水ボウル、ほじょ犬マーク等)	視覚障がい者の対応	○		
11	貸出し用車いすを設置	移動円滑化	○	○	
12	(既存建築物のみ) 移動型スロープの設置	段差解消	○	○	○
該当項目数			11	6	6
右欄の数以上で基準を満たす			2以上	2以上	2以上

②情報通信技術の活用

- ・福祉のまちづくり条例の基本方針に情報通信技術（ICT）を活用したバリアフリー環境の整備について規定する。

（取組案）バリアフリー建築物マップを提供できるスマホアプリの開発

3 今後の予定

- 令和3年12月6日～20日 パブリックコメント、県民参画電子アンケート実施
 令和4年1月 常任委員会報告（条例案、パブリックコメント結果の報告）
 2月 条例案の附議
 10月 改正条例の施行

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年12月1日
住まいまちづくり課
技術企画課

盛土、切土（以下「盛土等」）の施工及び斜面地の工作物設置を規制する新たな条例制定に当たり、広く県民の意見を求めるため、パブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施したので、結果を報告する。

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 令和3年10月8日（金）から10月22日（金）まで（15日間）

(2) 意見総数 146件 全体の85%（123件）が風力発電事業に係る意見

(3) 主な意見と対応方針

- ・条例を制定して、盛土等及び斜面地の工作物設置に係る新たな規制を行うことに反対の意見はなかった。
- ・風力発電事業に対して、罰則等の規制強化を求める意見が多く提出されたが、123件中66件は同じ内容であった。

<条例案を修正>

主な意見	対応案
・保証金の一括預託は、事業者にとって負担が大きいため、事業進捗に応じた分割預託を可能にするべき。	・個人及び中小事業者には、工事期間が3年を超える場合に初年度に1/2を預託し、残額を分割して預託することを可能とする。
・平坦地となる盛土を行う場合も規制対象にするのは過度な負担ではないか。	・周囲に対し高低差が1m以内になるものは許可不要とする。
・都市計画法では、高さ1m以上の盛土に擁壁設置を義務付けており、条例の技術基準より厳しい規制になる。平野部の宅地開発まで条例で規制する必要はないと考える。	・高さ2m以内のL型擁壁等を設置する平野部の宅地開発は、土砂災害のおそれがなく、維持管理もあまり必要がないので、開発許可の写しを添付して届け出ることで、近隣関係者への事前説明、中間・完了検査、定期報告を不要とする。（勧告、命令の措置及び罰則は適用する。）
・平野部に砕石又は産業廃棄物をリサイクルした再生砕石・再生土砂を仮置きしているが、工事完了しない製品の仮置きまで規制する必要があるのか。	・仮置きは条例の許可対象になるが、仮置きした土砂を全て撤去する場合は、完了検査で盛土がないことを確認できるので、完了後の定期報告を不要とする。 ・関係法令により仮置きの安全性を審査するもの、平野部の広い敷地に仮置きする周囲に影響が全く及ばないもの（事前協議により現地で安全を確認）は、許可不要とする。

<条例案に盛り込み済み等>

主な意見	対応案
・土砂災害警戒区域、軟弱地盤も規制対象に加えるべき。	・軟弱地盤等に対応する技術基準を設け、許可申請、中間検査、完了検査など各段階において、技術基準の適合を審査することにより安全性を確認する。
・無秩序な盛土を防止するには監視体制が重要。レーザーを活用したりリモート監視をしてはどうか。	・条例では、巡視員による監視体制を設けることとしているが、ご提案のリモート監視については、今後検討してみたい。
・業者が10年ぐらい前から埋め立てをしている現場があり、土砂が流出しないか不安がある。	・既存盛土であっても、さらに新たな盛土を行う場合、許可申請が必要となり技術基準への適合を審査する他、定期的に巡視を行いフォローアップをする。条例違反があれば、指導、命令等の措置を行い、罰則を適用する。
・盛土を行う現場には、看板を設置して一般に周知する必要があるのではないか。	・条例では、許可を受けた事業区域の公衆の見やすい場所に、事業概要を示す標識の設置を義務付けることとしている。
・熱海市で崩壊した盛土には産業廃棄物が混入していたとされているが、条例でも工事中に検査をするべきではないか。	・条例では、中間検査、定期報告により施工状況の検査等を行う他、産業廃棄物の混入等について定期的に巡視を行い確認することとしている。産業廃棄物が混入する事案が生じた場合は、廃棄物適正処理推進指導員と連携して対応する。

<対応できない>

主な意見	対応案
・残土処分場は、用地費、地元調整費等の先行投資に加え、新たに保証金が必要になり、事業者負担が大きい。県が無担保・無利子の融資制度を創設すべき。	・新たな無担保・無利子の融資制度を創設する考えはないが、県の制度融資により、保証金も運転資金として借入可能なので金融機関、鳥取県信用保証協会等にご相談いただきたい。
・事前説明の対象とする近隣関係者は、事業影響の可能性のある全ての住民、自治会とすべき。	・条例は、土砂災害の防止を目的としているので、事前説明の対象とする近隣関係者は、事業に起因する土砂災害により影響を受ける者として、事業区域、近接土地の所有者・自治会等としており、土砂災害以外の影響を受ける可能性がある者を対象にすることまでは考えていない。
・災害リスクのある住民の同意・承認が必要としていただきたい。近隣関係者の住民投票を求める。	・条例は、土砂災害を防止するため、斜面における不適切な事業を防止することを目的としているので、住民の同意・承認及び住民投票を許可要件にすることまでは考えていない。
・保証金は、災害に係る生活復旧費用の全額にする他、原状復旧を義務付けること。無理なら、許可をした県が責任を持って保証していただきたい。	・事業に起因する土砂災害は、事業者が全ての民事上の責を負うものであり、生活復旧費用は被害者から事業者に請求すべきものである。条例の保証金は、事業に問題が発生した場合に現地の復旧・保全費用に充てるために預託を求めるもので、生活復旧費用を保証金の対象とすることは考えていない。
・土地所有者では、事業が適切なのか判断が難しいので、原子力発電所と同様に、県・市が介入する仕組みにすること。	・条例は土砂災害の防止を目的としているので、土砂災害防止の範囲を超える土地所有者の判断にまで関与することはできない。

2 県政参画電子アンケートの概要

- (1) 実施期間 令和3年10月8日（金）～10月22日（金）パブリックコメントと同じ期間
 (2) 回答数 433名（回答率 63.6%）
 (3) アンケートの概要

・盛土等・工作物の規制が必要という意見が9割に及ぶなど、県民は盛土問題に高い関心がある。

不適切な盛土問題への関心	あ る 82.0%	な い 7.4%	分からない 10.6%
盛土等規制の必要性	必 要 90.0%	不 要 1.4%	分からない 8.6%
工作物設置規制の必要性	必 要 90.1%	不 要 1.6%	分からない 8.3%
建設発生土搬出規制の必要性	必 要 87.3%	不 要 2.3%	分からない 10.4%

3 今後の予定

令和3年11月	条例案を定例県議会に提案
令和4年 1月以降	規則案の作成、関係団体等への説明
5月1日	条例、規則の施行

上・下水道の広域化・共同化に係る令和3年度第3回検討会を県内3流域別に開催したので、概要を報告する。

- 1 開催日 水道：令和3年11月4日(東部)、5日(中部、西部)
下水道：令和3年10月12日(東部)、13日(中部、西部)
- 2 参加者 市町村：上・下水道担当課長ほか
受託者：EY新日本有限責任監査法人(水道)、日水コン・トーマツ共同企業体(下水道)

3 概要

(1) 水道

ア ソフト連携メニューの検討方針の確認

前回の検討会で提案した「システムの共同化」と「業務補完(支援)の仕組みの導入」について、関連する事例紹介などを行った。「業務補完(支援)」については、人材確保・技術継承などのヒトに関する課題を解決する有効な手段として引き続き検討することについて了解を得た。

<業務補完(支援)の概要>

三セクや一部事務組合などの受け皿組織を設立し、自治体職員が行う業務(発注手続やモニタリング等)の支援を行うこと。

イ ハード連携メニュー(施設統廃合・事業統合等)の効果試算の確認

施設統廃合による投資の削減や国庫補助金の取得、委託料や人件費の削減といった効果試算結果等について説明及び意見交換を行い、調整を継続することを確認した。

<主な意見>

- ・補助要件に合致しない見込みの市町は、補助金を活用しない前提で効果額を算出すべき。
- ・事業統合による人件費の削減はあくまで金額の試算であるため、市町の規模によっては必ずしも人役の削減につながらない場合もあることがわかるようにすべき。等

ウ 水道広域化推進プランの骨子案の提示

現時点の検討状況を落とし込み、市町と水道広域化推進プランのイメージを共有した。

<骨子案の主な項目>・現状把握(経営体制、施設の状況、経営指標など)、経営上の課題

- ・将来見通し(自然体の将来推計)
- ・広域化パターン及び効果額の算定
- ・広域化に係る今後の推進方針(当面の検討メニュー及びスケジュール)

(2) 下水道

ア ソフト連携メニューの費用削減効果の再確認

前回検討会での指摘事項を踏まえた費用削減効果額の精査結果を説明し、了解を得た。

<精査内容(例)>

- ・維持管理業務の共同化の費用削減効果額については、下水道の積算要領に基づいて算出した委託額で試算していたが、費用削減効果額が過大になることから、市町村の実績値を基礎とした試算に改めた。

イ 財政シミュレーション結果の共有

ハード・ソフト連携メニューに係る現時点の費用削減効果試算額を自然体の将来推計に反映させたシミュレーション結果を共有した。今後、令和4年度にかけて調整を行っていく。

<県全体の費用削減効果額(令和元年度～令和30年度)>

- ・経常費用 $\Delta 7,213$ 百万円 ・汚水処理原価(平均) $\Delta 3.4$ 円/m³ ・経費回収率+2.66pt

〔汚水処理原価・・・有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用
経費回収率・・・使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄っているかを表した指標〕

ウ 計画策定後における検討方法等の共有

令和5年度以降の連携する市町村による詳細検討の実施に向け、先行する他県の事例を紹介し、役割分担、費用負担のあり方など検討の進め方のイメージを共有した。

<主な内容>

- ・計画策定後は、該当市町村同士で概略計画、費用負担、役割分担、広域化・共同化実施方法(体制)、法手続等の具体的な検討を進めたうえで、広域化・共同化の実施判断を行う。
- ・県は市町村等の調整役として進捗管理を行い、適宜計画の見直しなどを行う。

エ 下水道広域化・共同化計画の骨子案の提示

現時点の検討状況を落とし込み、市町村と広域化・共同化計画のイメージを共有した。

<骨子案の主な項目> 水道と同様

4 今後の予定

令和3年度：計画(案)の提示・意見交換、計画案の報告

4年度：広域化計画の策定、詳細検討体制の構築

5年度以降：メニュー毎の当事者団体同士による具体的検討の着手、県による調整等の支援

鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会の開催概要について

令和3年12月1日

水環境保全課

令和3年度第2回鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会(全体会)を開催したので、その概要を報告する。

1 開催概要

- (1) 日時 令和3年11月19日(金)午前10時から正午まで(オンライン形式)
- (2) 出席者 33名(会長:公立鳥取環境大学戸荻准教授)
主な参加者:(一社)鳥取県浄化槽協会、(公財)鳥取県保健事業団、公募委員、行政機関
- (3) 部会の開催状況
 - ・浄化槽台帳に関する検討部会(第1回:令和3年7月27日、第2回:令和3年10月15日)
 - ・保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会(第1回:令和3年8月30日)

2 議題

(1) 浄化槽台帳に関する検討部会における検討内容について

ア 行政が保有する台帳情報と指定検査機関が保有する台帳情報の不突合解消

- ・浄化槽台帳のシステム化に向けて、県及び各権限移譲市町において令和4年9月末を期限として台帳情報の精査を行い、不突合解消を図ることとした。
- ・台帳情報の精査に当たり、権限移譲市町が行う現地調査に係る経費を権限移譲交付金として令和4年度当初予算において検討することとした。

イ 浄化槽台帳のシステム化

- ・システム導入のメリットや意義を再確認し、まずは行政間での情報共有を目標に、県及び権限移譲市町が共同で浄化槽台帳をシステム化することを合意形成した。(令和4年度当初予算において検討)
- ・システム化に合わせて、事業者から提出される実績報告様式の統一並びに電子データでの提出を進める方向で今後調整を行う。

<委員からの主な意見>

- ・システム導入に当たり台帳を精査し、実態との不突合を解消するが、再発させない取組が重要。

(2) 保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会における検討内容について

ア 実施率向上に向けた取組方針

- ・実施率向上のために考えられる方策は多岐にわたることから、具体的な数値目標の設定とその達成に必要な方策の体系化や優先順位を整理したロードマップを作成することとした。

イ 特定既存単独処理浄化槽に関する措置の手順

- ・国ガイドラインを参考に、本県における手続フローを協議し、特定既存単独処理浄化槽(※)の判定に当たっては、協議会の中に別途専門部会を設置し、意見を聴取することとした。
※ 特定既存単独処理浄化槽とは、既存の単独処理浄化槽で、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの
- ・国ガイドライン等を参考に、本県における特定既存単独処理浄化槽の判定基準を検討し、県版ガイドラインを作成する。

<委員からの主な意見>

- ・単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽に比べ法定検査や清掃の実施率が低いので、設置者へのアプローチの仕方を部会で検討いただきたい。
- ・特定既存単独処理浄化槽を判定する専門部会は、東・中・西部に分けてはどうか。

(3) 鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金の拡充について

- ・合併処理浄化槽への転換促進を図るため、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の「撤去費」及び「撤去後の合併処理浄化槽設置に係る宅内配管工事費」を補助対象経費として拡充することとし、令和4年度当初予算で検討することとした。

<委員からの主な意見>

- ・状態の悪い単独処理浄化槽については、法定検査結果を報告する封筒の中に、補助金に係る周知の文書を同封する方法が有効ではないか。

3 今後の予定

令和4年1月:第2回保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会

令和4年2月~3月:第3回協議会(全体会)

第12回中海会議の開催結果について

令和3年12月1日
総合統括課
水環境保全課
農地・水保全課
水産課
河川課

沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、中海に関する諸問題を協議検討する第12回中海会議を以下のとおり開催しました。

(参考) 中海会議とは

平成21年12月19日に締結した鳥取、島根両県知事の「協定書」を踏まえ、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、新たに中海の水に関する諸問題を協議検討するため設置（平成22年4月22日）した会議。

※個別課題の検討・調整を行うため、次の4つの部会等を設置している。

- ①中海湖岸堤等整備にかかる調整会議 ②中海の水質及び流動会議 ③中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ
④中海の利活用に関するワーキンググループ

- 1 日時 令和3年10月13日（水）午後2時から4時まで
2 場所 WEB会議
3 出席者 国土交通省中国地方整備局長、農林水産省中国四国農政局次長、鳥取県知事、島根県知事、米子市長、境港市長、松江市長、安来市長
＜オブザーバー＞ 環境省（中国四国地方環境事務所長）、防衛省（美保基地副司令）

4 概要

(1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について

○部会「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（事務局：中国地方整備局出雲河川事務所）から、中海湖岸堤整備の進捗状況等について報告が行われるとともに、大橋川改修事業の条件として、大橋川拡幅の前段階で中海湖岸堤を先行して時系列的に整備する手順を踏まえ事業を進めることについて、改めて確認がなされた。

[報告の概要]

- ・中海湖岸堤の短期整備箇所については、鳥取、島根両県ともに完了し、短中期整備箇所の整備促進を図るとともに、浸水実績のある中期箇所の前倒し整備を行っている。
- ・そのうち、短中期整備箇所である米子港防波堤箇所については、一部区間が「かわまちづくり計画」として事業化され、昨年度、県と米子市との調整を図りながら詳細な設計を実施し、本年度は工事の促進を図っていく。

[主な意見]

- ・近年の中海の水位上昇傾向は地球温暖化の影響もあり、高潮発生が増えているように思っており、こういう状況が下流域で起きているということについて、是非、留意いただきたい。（米子市長）
- ・中海護岸整備が進み、外水より内水の方に問題が起きており、市としても雨水管理総合計画に着手したいと考えているので、必要な堤防等の整備についても一体的に整備できるようにお願いをしたい。（境港市長）
- ・大橋川拡幅よりも前に湖岸堤を整備するというのがお互いの本来の了解事項、ぜひ進捗を図っていただきたい。境港市では今回、大きな浸水が発生した。単なる内水被害と片付けることなく、今後の地球温暖化に伴う高潮や集中豪雨を勘案し、国交省と県の覚書に基づいて内水対策に協力いただきたい。（鳥取県知事）

(2) 中海の水質及び流動について

○部会「中海の水質及び流動会議」（事務局：島根県環境生活部）から、令和2年度の水質状況、改善に係る流入負荷対策及び湖内負荷対策の取組について報告が行われ、引き続き、現地での実証実験やシミュレーション等を行い、中海の効果的な水質浄化対策を講じていくことが確認された。

[報告の概要]

- ・令和2年度の水質は、COD（化学的酸素要求量）が環境基準点12地点の全てで第7期水質保全計画の水質目標値を達成し、目標達成となった。一方で、全窒素は11地点、全りんは9地点で目標を達成したが、全12地点で達成できていないことから未達成とされた。
- ・下水道整備や道路路面の清掃をはじめとする様々な取組により、中海全体の水質は長期的には改善傾向にある。また、米子湾の透明度は令和2年度に2メートルとなり、平成4年以来28年ぶりに目標値を達成した。
- ・令和2年度の部会の取組として、流入負荷対策では浅水代かきの効果検証実験を行ったところ、「通常の代かき」に比べて代かき時期の下流河川の汚濁負荷量が約半分まで減少することが分かった。
- ・湖内負荷対策では、米子湾エリアにおける覆砂効果のシミュレーションを実施し、覆砂範囲だけでなく米子湾の入り口付近まで水質改善効果があると推定された。また令和2年度より、令和元年度の室内実験の結果を踏まえて米

子市中央ポンプ場沖においてファインバブルによる底質改善効果の検証実験を開始しており、今後も取組を継続していく。

[主な意見]

- ・浅場造成や覆砂など効果のある取組について、今後も継続するとともにその範囲を拡大していただきたい。(米子市長)
- ・浚渫地の水質への影響及び森山堤の開削の水質への影響も引き続きモニタリングを継続して調査して欲しい。宍道湖から流れ出る流入負荷の影響という課題についても両県が協力しながら検証事業を継続し、効果的な対策については、国土交通省や農林水産省にも協力をいただきたい。(鳥取県知事)
- ・浚渫地の問題は鳥取県知事と同じ考え方である。(安来市長)

(3) 中海の水産資源の現状について

- 両県が保有する漁獲量や漁業者数などのデータについて事務局(鳥根県政策企画局長)から報告された。また、昨年度の会議において、水質と水産資源との関係を調査・分析するための水産振興部会を設けてはどうか(松江市長)、との意見が示されていたが、水産振興部会は設けず「中海の利活用に関するワーキンググループ」において水産資源に関する長期的なモニタリング及び情報の収集、整理を行うことが確認された。

[報告の概要]

- ・漁獲量は、鳥取、島根両県ともに年々減少傾向であり、漁業者の減少と高齢化の進展による操業効率の低下が一つの要因と考えられる。他方、中海の利活用の取組として、サルボウガイのかご養殖試験や、マハゼの陸上養殖試験等の水産振興の取組が行われており、今後も地元の漁協及び関係機関と共同で各取組を進める。

[主な意見]

- ・汽水域としての特性も考慮し、水産資源と水質改善の関係性等について「中海の利活用に関するワーキンググループ」で協議してほしい。(松江市長)
- ・中海会議の関係会議だけではなく、漁業調整を目的に設置されている「中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会」が水産資源の回復や有効利用について協議する場として活用が可能。(鳥取県知事)

(4) 中海沿岸農地の排水不良について

- 「中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ」(事務局：米子市経済部)から、中海沿岸農地の排水不良改善の取組状況について報告がなされるとともに、引き続き、関係機関が公共残土に関する情報の共有化を図り、客土(農地嵩上げ)材としての公共残土受け入れを促進していくことについて確認がなされた。

[報告の概要]

- ・崎津モデルほ場(A=3.3ha)において、令和2年度はA=0.19haの客土を実施し、全体進捗が59%となった。また、令和元年度から彦名地区(A=0.7ha)で排水対策工事に着手し、令和2年度はA=0.18haの客土を実施し、全体進捗が26%となった。
- ・対策農地における営農改善が図られ、ねぎや里芋など栽培が可能となったと農業者から評価を受けた。

[主な意見]

- ・他にも排水不良農地もあるので、どのような作物が栽培できるか含め対応したい。(米子市長)

(5) 中海の利活用について

- 「中海の利活用に関するワーキンググループ」(事務局：鳥取県令和新時代創造本部)から、中海の利活用の取組について報告がなされるとともに、今後も着実に取り組んでいくことを確認した。

[報告の概要]

- ・中海周辺でのサイクリング推進に向け、「ダイジョウブシステム」等の設置等、サイクリスト支援の取組を展開した。
- ・「中海ふれあい公園」の整備をはじめ、マリンスポーツ等、観光振興・地域振興に繋がる周辺環境整備に重点的に取り組み、自然環境を生かした交流人口の拡大、インバウンドの受け入れを強力に進めていく。
- ・マハゼの陸上養殖試験、海藻の有効活用等での官民連携の取組に加え、水鳥等をはじめとした生態系ネットワークを活かしたモデルツアーの開催等、中海の資源を利用した地域活性化・経済振興の実現について引き続き取り組んでいく予定。
- ・米子港のウォーターフロント開発の促進、中海ワイズユースと連携した中海周辺の賑わいの創出等、地域活性化に寄与する拠点づくりに向け、ウィズコロナを見据えた取組を積極的に展開していく予定。

[主な意見及び提案]

- ・ハード整備をはじめ、案内看板、給水・休憩ポイントの設置等、サイクリングコースの更なる魅力向上に繋がる取組をお願いしたい。(米子市長)
- ・市場向けの魚種を含め、中海の水産資源の状況を把握し、もっと情報発信していきたい。(境港市長)

1 令和2年度環境基準・水質目標値達成状況等について

○中海全体の水質は長期的に改善傾向であり、第7期湖沼水質保全計画（R1～R5）の水質目標値について、前年度目標未達成であったCODは達成した。全窒素、全りんは未達成であった。

図1-1 中海の環境基準点の位置図



図1-2 中海の環境基準点の測定結果

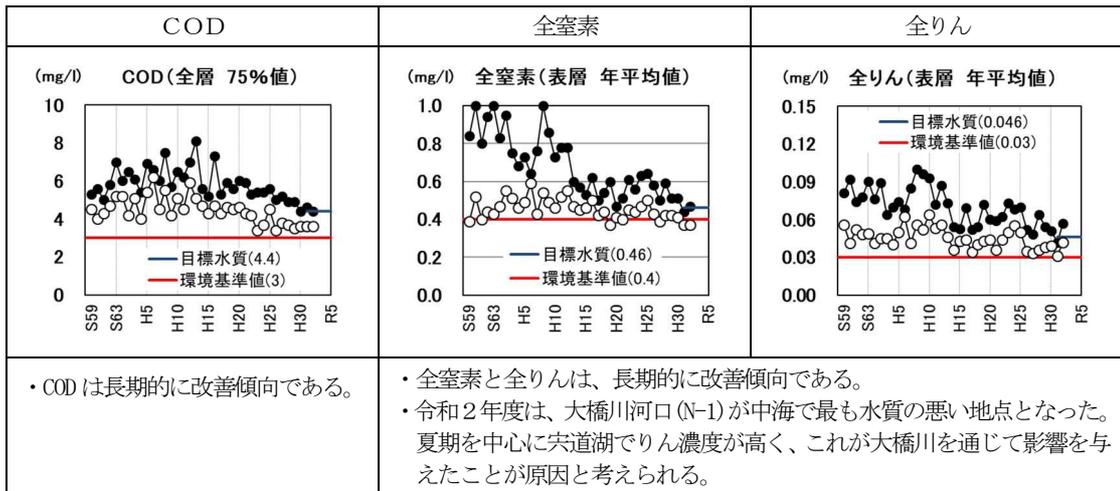
地点	COD (全層 75%値)		全窒素 (表層 年平均値)		全りん (表層 年平均値)	
	測定値	環境基準値	測定値	環境基準値	測定値	環境基準値
T-1	2.5	3.0	0.29	0.4	0.032	0.03
T-2	3.6	3.0	0.32	0.4	0.036	0.03
T-3	4.4	3.0	0.44	0.4	0.049	0.03
N-1	4.4	3.0	0.47	0.4	0.057	0.03
N-2	4.2	3.0	0.43	0.4	0.050	0.03
N-3	3.5	3.0	0.37	0.4	0.041	0.03
N-4	3.7	3.0	0.38	0.4	0.042	0.03
N-5	4.3	3.0	0.41	0.4	0.046	0.03
N-6	3.6	3.0	0.37	0.4	0.042	0.03
N-7	3.1	3.0	0.26	0.4	0.03	0.03
NH-1	3.6	3.0	0.30	0.4	0.032	0.03
NH-2	3.7	3.0	0.31	0.4	0.035	0.03

環境基準値 (COD 3.0 全窒素 0.4 全りん 0.03)
 水質目標値 (COD 4.4 全窒素 0.46 全りん 0.046)

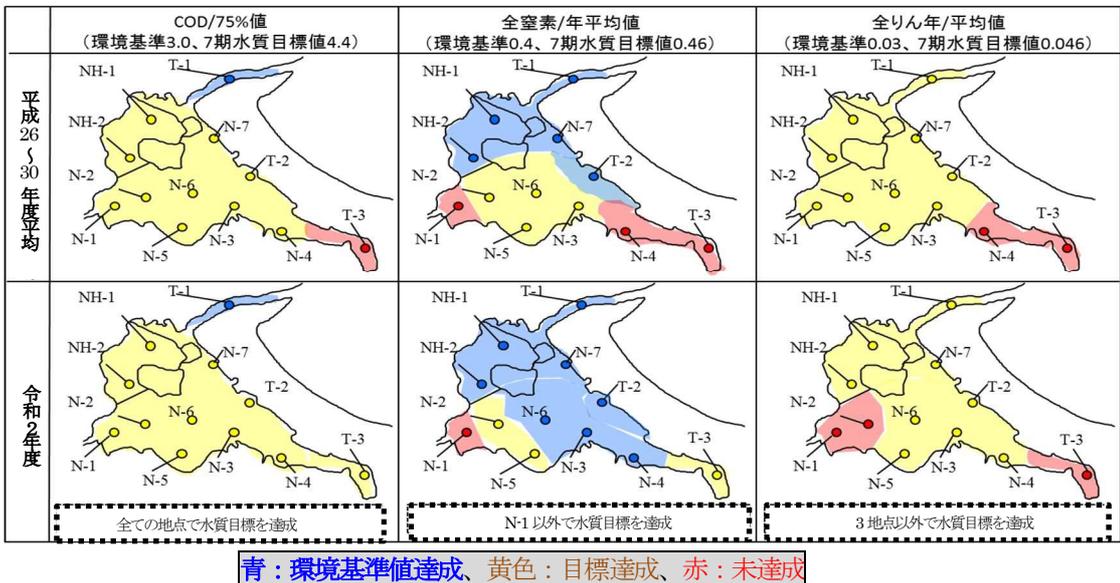
N-1:大橋川河口、N-2:意東鼻地先 (いずれも鳥根県)

T-3:米子湾中央部 (鳥取県)

(参考1) 経年変化 (中海湖心 (N-6) と各年度において最も高い地点の傾向分析)



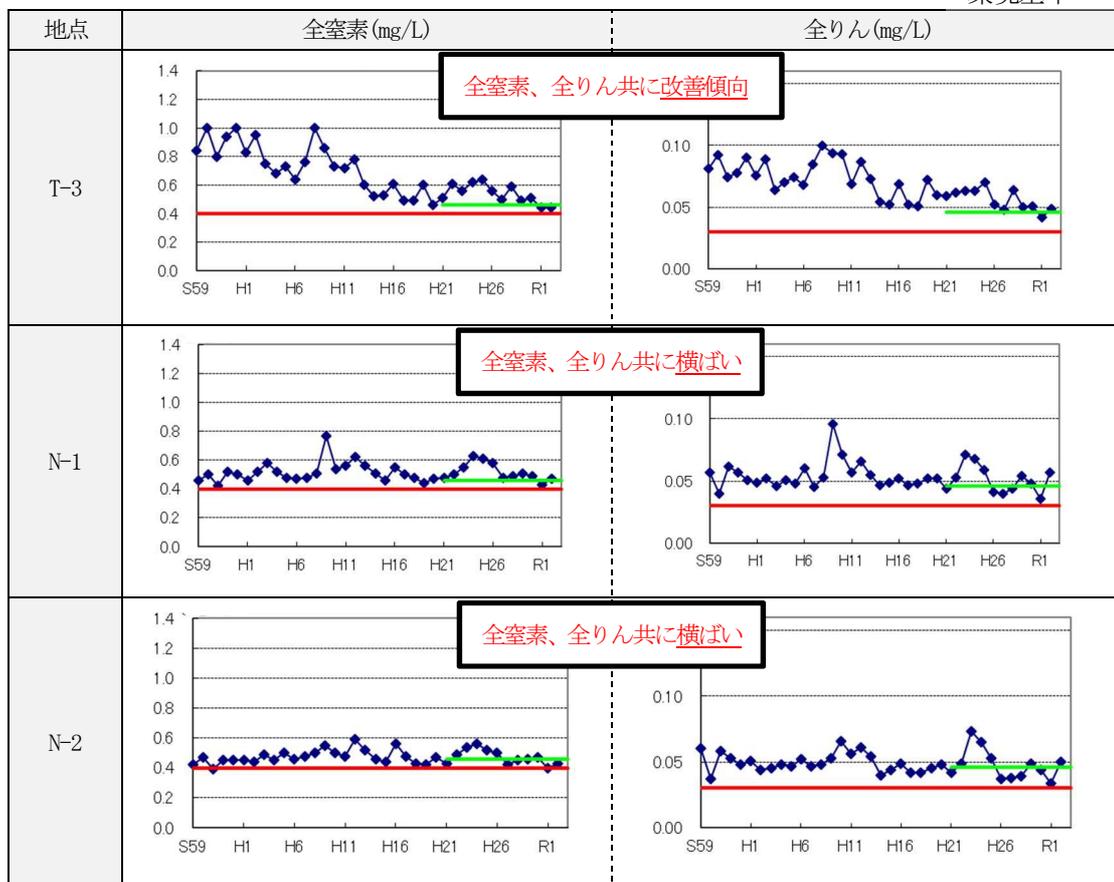
(参考2) 令和2年度結果のイメージ (第6期湖沼水質保全計画期間H26-H30 との比較)



(参考3) 水質目標未達成地点の経年変化

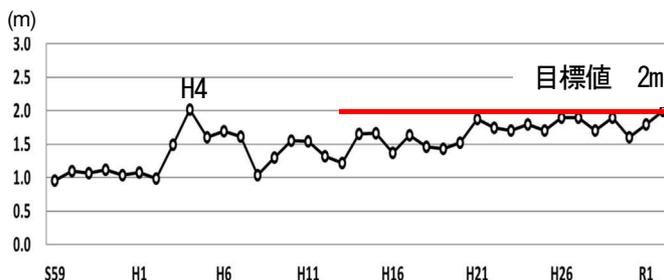
- ・米子湾 (T-3) 及び大橋川河口付近 (N-1、N-2) では、全窒素と全りんについて昨年度より悪化し水質目標値は未達成となった。しかし、過去数年の変動の範囲内に収まっており、長期的な傾向に変化はない。

— 水質目標値
— 環境基準



(参考4) 米子湾における透明度の経年変化

- ・レクリエーション等で多くの人が集まる機会があり、水質改善の必要性が高い米子湾において評価している。透明度は長期的に上昇 (改善) 傾向にあり、30~40年前の年平均値は1m程度であったが、令和2年度は2.0mとなった。(目標値：概ね2m)



2 令和2年度水質流動会議報告事項 米子湾の覆砂対策の効果検証



- ・シミュレーションの結果、米子湾の4m以浅の範囲全てを覆砂した場合に、覆砂範囲だけでなく米子湾の入り口付近まで水質改善効果があると推定された。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和3年12月1日
生活環境部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
衛生環境研究所 (営繕課)	衛生環境研究所冷暖房設備改修 工事	東伯郡 湯梨浜町	バクト総業・空研特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社バクト総業 代表取締役 高田 保幸 構成員 株式会社空研 代表取締役 津村 誠一	(当初契約額) 354,200,000円	令和2年12月12日 ～令和3年11月25日	(当初契約年月日) 令和2年12月11日	
				(第1回変更契約額) 378,361,500円 〔(変更額) 24,161,500円〕	令和2年12月12日 ～令和4年1月25日	(第1回変更契約年月日) 令和3年11月18日	・当初、新型コロナウイルス ウィルス検体検査 エリアについては、 検査を休止するため とができなかったため 工事を見合わせて いた。資材搬入口 の変更等により検 査に影響なく実施 可能となる箇所を 施工すること等に 伴う工事費の増及 び工期延長。